

第7回世話会資料 規約改定案について
(2024年度OB総会資料案)

2023年10月28日

松岡和雄

1. 会長補佐の設置に関わる規定の追加

現在「会長補佐」が選出されているが規約に規定がないので第2章[運営：活動] 第5条に記載する。

改定案：

第5条

本会は、役員として会長、副会長、会計を置く

また会の運営に必要な担当者として、会計補佐、渉外、渉外補佐、メーリングリスト管理人、ホームページ管理人を置く

また、必要に応じて会長が指名する会長補佐を置く

各役員及び担当者は、会員の中からそれぞれ選出され、役員及び担当者は世話役となる選出は改選前の世話役会（第12条）の合意によってなされるものとし、総会において承認を得るものとする

任期は一年とする

但し、任期が満了になっても次期役員が決定するまで引き続き本会職務の遂行に当たるものとする

また、再選も認められる。

2会長は、この会を代表し、本会の運営を統括する

又、会長宅を本会の所在地とする

3副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時、又は欠席の時は、その職務を代行する

4会計は、会費の徴収、銀行口座の管理及び収支計算書作成を行う

5会計補佐は、会計が職務を遂行できない時に代行する

6渉外は、現役同好会員との連絡を行う

7渉外補佐は、現役同好会員との交流を援助する（遠征、学習会など）

8メーリングリスト管理人は、メーリングリストの運用及び維持管理を行う

9ホームページ管理人は、ホームページの運用及び維持管理を行う

10 会長補佐は会長が補佐を必要と考えたときに設ける担当であり、主に会長の特任事項を遂行する。

現行規約からの変更点：上記黄色マーキング箇所を追記する。

2. 総会開催日の規定の変更

新型コロナ渦前までは規約に従って11月3日にリアルで開催されてきたが、新型コロナ渦対応としてリアル開催を避けリモート開催がなされるようになった。

従来、現役生との直接交流や模擬店の応援等の意味合いもあり11月3日に開催されてきたが、関東圏以外の遠方の会員が参加できない、現役を忙しい最中に参加してもらう負担が大きい等のマイナス面があった。

コロナ渦を過ぎ建学祭が開催されるようになってから遠方の会員も参加可能となったリモート開催が継続され、現役生との交流会は別途設置するような方式に一定の成果が見られている。

以上を踏まえて総会を柔軟に開催するため開催日の自由度を広げるよう規約の第6条を改定したい。

改定案：

第6条

本会は、本会目的をすみやかに遂行する為、原則として総会を年1回開催する
時期は、東海大学建学祭期間中を含む概ね1週間程度の期間内とする

現行規約からの変更点：青字部を黄色マーキングに変更する。

本会は、本会目的をすみやかに遂行する為、原則として総会を年1回開催する
時期は、東海大学建学祭期間中（通常11月3日）とする

注）開催方法については特に記述しない。リアル、リモート、ハイブリッドが考えられるがそれぞれに利点があり、また技術的な課題もあるので今後の状況を見ながら適宜判断していくものとする。

以上